

人事委員会年報

平成22年度

岡山市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局	8
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算	10
第2章 事業概要	11
1 任用	11
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件	16
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等	20
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての不服申立て	
(3) 苦情相談	
4 職員団体	21
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関	24
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	26

第1章 組織と運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地公法第7条第2項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成21年2月1日に人事委員会を設置した。

(2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。（地公法第9条の2）

任期は4年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(平成23年3月31日現在)

職名	氏名	任期
委員長	中野 惇	平成21年2月1日～ 平成25年1月31日
委員 (委員長職務代理者)	守屋 勝利	平成21年2月1日～ 平成24年1月31日
委員	虫明 眞砂子	平成23年2月1日～ 平成27年1月31日

(3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地公法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分けることができる。

① 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出

すること。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。

キ 職員に対する給与の支払を監理すること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

② 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

③ 準司法的権限

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

平成 22 年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会	24回
	臨時会	3回
議案		56件
報告事項		55件
協議事項		6件

回数	開催期日	議 事
第1回 定例会	22.4.9	議事 1 平成22年度職員採用試験実施日程の公表について 2 職員の併任について 報告 1 採用選考及び昇任選考の実施結果報告について 2 採用候補者及び昇任候補者の選択結果通知について 3 平成22年度の予定について 4 平成22年職種別民間給与実態調査の概要について 5 職員の給与等に関する報告及び勧告後の状況について
第2回 定例会	22.4.23	議事 1 職員採用試験及び採用選考試験の実施について 2 職員の併任発令について 報告 1 採用試験及び採用選考の実施通知について 2 職員の処分に関する書類の提出について 3 労働基準法別表第1の事業区分の決定について 4 平成22年職種別民間給与実態調査について 5 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 6 職員の給与等に関する報告及び勧告後の状況について
第3回 定例会	22.5.14	議事 1 不利益処分に係る不服申立について 報告 1 採用選考の実施について 2 市労連からの申し入れの概要について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告後の状況について(その3)
第4回 定例会	22.5.28	議事 1 期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正について 報告 1 職員の処分に関する書類の提出について
第5回 定例会	22.6.4	議事 1 条例案に対する人事委員会の意見について 報告 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する報告について
第6回 定例会	22.6.30	議事 1 職員採用試験(短大・高校卒業程度、学校事務)の実施について 2 岡山市人事委員会懲戒処分の基準に関する要綱の一部改正について 報告 1 採用試験・採用選考の実施通知・実施結果報告について 2 初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 全国人事委員会連合会総会について

		4 職種別民間給与実態調査の実施結果と今後の予定について
第7回 定例会	22.7.7	議事 1 職員採用試験（大学卒業程度、免許資格職）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 報告 1 採用試験・採用選考の実施結果報告について
第8回 定例会	22.7.23	議事 1 職員採用選考試験（獣医師）の合格者決定及び合格者（採用候補者）名簿の確定について 2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について 3 選考によって採用することができる職の指定について（平成21年市人事委員会規程第1号）の一部改正について 4 臨床検査技師、臨床工学技士及び管理栄養士の採用にかかる選考の委任について 5 岡山市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則の一部改正について 6 岡山市特定事業主行動計画（後期編）の策定について 報告 1 昇任試験・採用選考の実施通知について 2 人事委員会の業務状況の報告について
第9回 定例会	22.8.12	議事 1 職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験の合格者決定及び第3次試験の実施について 報告 1 採用試験の実施結果報告について 2 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 3 連合岡山官公部門連絡会からの申入れ（7月30日）について 協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・職員給与関係資料について ・人事院勧告の概要について
第1回 臨時会	22.8.19	議事 1 職員採用試験（免許資格職）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・民間給与関係資料について ・生計費、労働経済関係資料について
第10回 定例会	22.8.26	協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・大人連委員長・事務局長合同会議の概要について ・全国人事委員会事務局長会議の概要について ・公民給与の比較（月例給、特別給） ・職員の給与等に関する報告

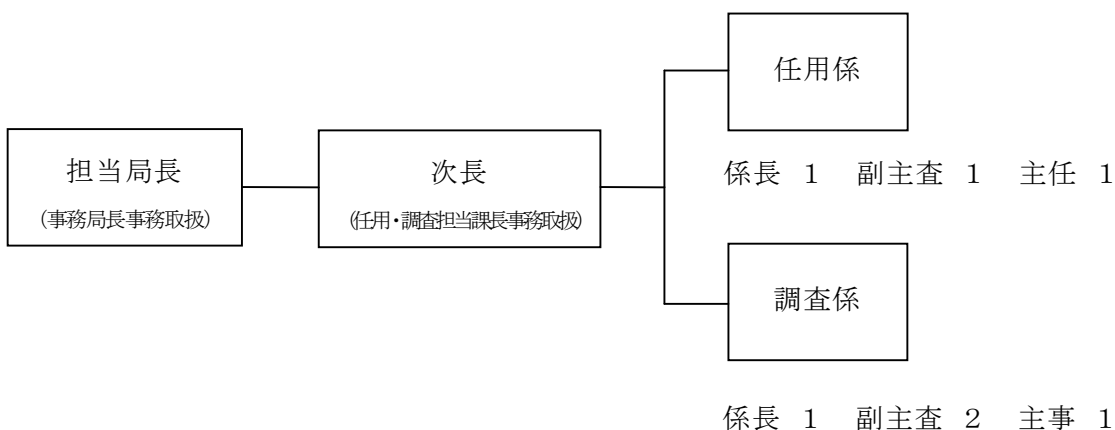
第2回臨時会	22.9.3	協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与等に関する報告（人事管理に関する諸課題） ・ 本年の給与改定について ・ 嘱託職員協議会からの申し入れの概要について
第11回定例会	22.9.10	議事 1 職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 消防職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定等について 協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与等に関する報告（本年の給与の改定等） ・ 職員の給与等に関する勧告
第12回定例会	22.9.17	議事 1 選考によって採用することができる職について（平成21年市人事委員会規程第1号）の一部改正について 2 任期付職員の採用に係る承認について 3 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 昇任試験・採用選考の実施結果報告について 協議 1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市人事委員会勧告の概要について ・ 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について ・ 委員長談話について ・ 勧告当日の流れについて
第13回定例会	22.10.5	議事 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 報告 1 採用試験の実施結果報告について 2 職員の処分に関する書類の提出について 3 岡山市人事委員会勧告について
第14回定例会	22.10.22	報告 1 採用試験・昇任試験・採用選考の実施通知・実施結果報告について 2 他都市人事委員会勧告の概要について 3 岡山市労連共闘会議及び任命権者への人事委員会勧告の内容説明について
第15回定例会	22.11.5	議事 1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の第2次試験合格者決定及び第3次試験の実施について

		<p>2 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験の実施結果報告について</p>
第16回 定例会	22.11.26	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（短大・高校卒業程度、学校事務）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 消防職員採用試験（短大・高校卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 消防職員昇任試験（消防司令補、消防士長）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>4 条例案に対する意見について</p> <p>5 不利益処分に係る不服申立について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考の実施結果報告について</p>
第17回 定例会	22.12.10	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（民間企業等職務経験者）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 勤務条件に関する措置要求について</p> <p>報告</p> <p>1 職員からの時間外勤務手当請求事案について</p>
第18回 定例会	22.12.24	<p>議事</p> <p>1 選考によって採用することができる職について（平成21年市人事委員会規程第1号）の一部改正について</p> <p>2 採用にかかる選考の委任について</p> <p>3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>4 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に関する協議について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験・採用選考の実施通知・実施結果報告について</p> <p>2 職員の解雇予告除外認定について</p> <p>3 職員の処分に関する書類の提出について</p>
第19回 定例会	23.1.13	<p>報告</p> <p>1 採用選考・昇任試験の実施通知・実施結果報告について</p> <p>2 公文書の開示請求について</p> <p>3 人事委員会年報について</p>
第20回 定例会	23.1.26	<p>議事</p> <p>1 消防職員採用試験（大学卒業程度（第2次））の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 消防職員昇任試験（消防司令）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考の実施結果報告について</p> <p>2 会計処理適正化の調査について</p>

第21回 定例会	23.2.10	議事 1 条例案に対する意見について 報告 1 大都市人事委員会連絡協議会課長会議（岡山）について
第22回 定例会	23.2.17	報告 1 平成22年度給与改定のまとめについて
第23回 定例会	23.3.17	議事 1 採用に係る選考の委任について 2 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 給料表の適用を受けない本市職員から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について 4 派遣職員の復帰に伴う号給の調整について 5 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考・昇任選考の実施通知・実施結果報告について 2 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 職員の処分に関する書類の提出について 4 職場環境等の実態調査について 5 組合からの申し入れ等について 6 平成23年度当初予算について
第3回 臨時会	23.3.22	議事 1 昇任選考合格者の決定について 2 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 勤務条件に関する措置要求について 報告 1 採用選考・昇任選考の実施通知について
第24回 定例会	23.3.31	議事 1 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 岡山市人事委員会入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱の制定について 5 勤務条件に関する措置要求について 6 条件付採用期間の延長について 報告 1 転任に係る選考の実施について 2 公文書の開示請求について

2 事務局

(1) 組織



(2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 9人

人事委員会事務局の職員現員 9人

(3) 所掌事務

① 任用係

- 1 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- 2 職階制に関すること。
- 3 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 4 人事記録の管理に関すること。
- 5 勤務条件の措置要求に関すること。
- 6 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- 7 職員の苦情処理に関すること。
- 8 管理職員等の範囲に関すること。
- 9 職員団体の登録に関すること。
- 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 11 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する
こと。
- 12 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分について
の調査審議に関すること。

② 調査係

- 1 人事委員会の会議及び議事に関すること。
- 2 公印の管理に関すること。
- 3 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- 4 人事に関する統計報告に関すること。

- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定等に関する調査研究に関する事。
- 6 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 事務局職員の人事、給与及び服務に関する事。
- 9 事務局の予算、決算その他庶務に関する事。
- 10 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 11 局内他係の主管に属しない事。

3 予算

平成22年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人事委員会運営事務費	92,107
報酬	4,229
給料	38,031
職員手当等	26,109
共済費	13,238
旅費	1,804
需用費	3,325
役務費	733
委託料	2,000
使用料及び賃借料	600
負担金補助金及び交付金	2,038

第2章 事業概要

1 任用

(1) 採用

① 採用試験

職員の採用については、地公法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成22年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
大学 卒業 程度	事務	33人程度	442	354	33	10.7
	土木	20人程度	54	45	17	2.6
	建築	4人程度	12	9	3	3.0
	機械	4人程度	27	24	4	6.0
	電気	2人程度	16	15	2	7.5
	化学	2人程度	30	28	2	14.0
	計	65人程度	581	475	61	7.8
民間企業等 職務経験者	システム	2人程度	99	96	3	32.0
	法務	2人程度	7	7	1	7.0
	土木	5人程度	67	66	6	11.0
	建築	3人程度	14	13	4	3.3
	機械	1人程度	10	10	1	10.0
	計	13人程度	197	192	15	12.8
短大・高校 卒業程度	事務	1人程度	35	29	1	29.0
	土木	1人程度	5	4	1	4.0
	機械	1人程度	2	2	1	2.0
	電気	1人程度	3	3	0	-
	計	4人程度	45	38	3	12.7
学校 事務	学校事務A	2人程度	70	56	2	28.0
	学校事務B	2人程度	22	18	2	9.0
	計	4人程度	92	74	4	18.5

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
免 資 許 格 職	児童福祉司	5 人程度	22	18	4	4.5
	心理判定員	2 人程度	29	25	4	6.3
	保健師	12 人程度	79	75	12	6.3

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消 防 士	大学卒業程度	25 人程度	188	175	25	7.0
	短大・高校 卒業程度	5 人程度	67	65	4	16.3
	大学卒業程度 (2次)	3 人程度	106	87	4	21.8

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第 13 条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条において、任命権者に委任している。

平成 22 年度に実施した採用選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師	1 名程度	3	3	1	3.0

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
幼稚園教諭・保育士 (中途) ※1		14人程度	101	95	15	6.3
幼稚園教諭・保育士 ※1		32人程度	175	158	32	4.9
看護師・助産師 ※2	1次	25人程度	21	21	16	1.3
看護師 ※2	2次	13人程度	24	24	20	1.2
助産師※2		2人程度	1	1	1	1.0
薬剤師※2		2人程度	7	6	2	3.0
臨床検査技師※2		2人程度	19	18	2	9.0
臨床工学技士※2		1人程度	2	2	1	2.0
管理栄養士※2		1人程度	6	6	2	3.0
栄養士 (県費負担学校栄養職員)※3		14人 (うち岡山市 希望:3人)	142 (うち岡山市 希望:43人)	110	14 (うち岡山 市:3人)	7.9
身体障害者 ※4		若干名	8	8	2	4.0
司書 ※5		2人	213	196	2	98.0
学芸員 ※5		1人	22	19	1	19.0

- ※ 1 幼稚園教諭・保育士については、総務局人事課・教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 2 看護師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士及び管理栄養士については、病院局で実施している。
- ※ 3 栄養士（県費負担学校栄養職員）については、教育委員会事務局学事課で実施している。
- ※ 4 身体障害者については、総務局人事課で実施している。
- ※ 5 司書、学芸員については、教育委員会事務局人事財務課で実施している。

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数, 選考合格者数）
局長（1, 1）、審議監（1, 1）、次長（1, 1）、課長（3, 3）、課長補佐（2, 2）、 係長（2, 2）、主任（1, 1）、主任学芸員（1, 1）、主事（1, 1） 【県費負担職員】学校栄養主任（1, 1）

(2) 昇任

① 昇任試験

職員の昇任については、地公法第 17 条第 3 項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 2 条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成 22 年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分		昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	消防司令	12	21	20	10	2.0
	消防司令補	14	41	41	14	2.9
	消防士長	30	82	82	30	2.7

(消防局で一部実施)

② 昇任選考

職員の昇任については、原則として競争試験によるものとするほか、岡山市職員の任用に関する規則第 14 条において、選考によることができるとしている。

また、一部の昇任選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条において、任命権者に委任している。

平成 22 年度に実施した昇任選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

職務の等級	選考請求数 (人)	選考合格者数 (人)
特 1 等級（局長級）	6	6
1 等級（審議監・次長級）	24	24
2 等級（課長級）	37	37

イ 委任を受けた任命権者が実施したもの

職務の等級	選考候補者数 (人)	選考合格者数 (人)
3 等級 (課長補佐級)	96	96
4 等級 (係長級)	84	84
4 等級 (副主査級)	131	131
4 等級 (主任級)	124	124

2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、平成 22 年 9 月 29 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

平成 22 年 9 月 29 日

○ポイント

- 1 民間給与との較差を考慮しつつ、職務給の原則を踏まえた適切な給与制度に向けた見直しを図ることを要請
- 2 特別給（期末手当・勤勉手当）の 0.20 月分引下げ（4.15 月分 → 3.95 月分）

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B)] / (B) × 100]
401,450 円	401,082 円	368 円 (0.09%)

(職員の平均年齢 43.9 歳)

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 325 の民間事業所から 120 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等を実地調査（調査完了率 90.8%）

職員と民間における 4 月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

民間の支給割合 3.95 月分（職員の支給月数 4.15 月分）

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

僅少なながら生じている職員給与と民間給与の較差を考慮しつつ、早急に職務給の原則を踏まえた適切な給与制度に向けた見直し（給与のわたりの解消）を図ることを要請

(2) 特別給

期末手当・勤勉手当の年間支給月数を 0.20 月分引下げ（4.15 月分 → 3.95 月分）

		6 月期	12 月期
22 年度	期末手当	1.25 月分(支給済み)	1.35 月分(現行 1.50 月分)
	勤勉手当	0.70 月分(支給済み)	0.65 月分(現行 0.70 月分)
23 年度 以降	期末手当	1.225 月分	1.375 月分
	勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分

(3) 改定の実施時期等

公民較差が本年 4 月時点における職員給与と民間給与の間に生じているものであることを考慮しつつ、職務給の原則を踏まえた給与制度の見直しについて速やかに実施
期末手当及び勤勉手当については、改正条例の公布日から実施

4 その他給与に関する諸課題

(1) 給与構造改革

職務・職責に応じた管理職手当支給区分のあり方、地域手当の支給対象地域の問題について引き続き検討

(2) 住居手当

自宅に係る住居手当について、借家・借間に係る手当のあり方も含め、他都市や民間の状況等を踏まえながら引き続き検討

5 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

多様で有為な人材の確保に向けた有効な取組や多様化・高度化する人材確保の要請に臨機応変に対応する取組が必要

組織と人材を活性化しつつ、職場、人事、研修を有機的に連携させ、人材育成ビジョンに掲げる人材育成と職場づくりのための具体的な取組を進める必要

全体の奉仕者として公務・公共のために全力を尽くす高い使命感と倫理観を持つ職員の育成

(2) 人事評価制度

客観的で公正性・透明性を十分に確保した制度の構築が不可欠。運用に当たっては、絶えず検証と検討を行い、改善を重ねることで職員の理解と納得を深め、制度に対する信頼性を高める必要

(3) 女性職員の登用

これまでの取組に加え、キャリア形成支援や育児・介護と仕事の両立支援の推進など、国や他都市の先進事例を参考に、より実効性のある具体的、積極的な取組が必要

(4) 仕事と家庭の両立支援

家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得る勤務環境の整備は重要な課題。職員及び職場の意識改革が進むよう、周知と啓発のための具体の取組が必要

(5) 時間外勤務の縮減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、勤務時間内における事務効率向上に努めることが重要

特に管理職員は職場全体のマネジメントが自らの重要な職務・職責との認識のもと、リーダーシップを発揮しつつ、個別具体の行動として実践していくことが重要

任命権者においては、事務事業の見直しや人員の適正配置など、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組の推進が必要

(6) 職員の健康の保持と勤務環境の整備

職員の心身の健康を保持、増進し、健康に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えることは事業主の責務であり喫緊の課題

管理職員は働きやすい環境づくりを担う重要な立場にあると改めて認識し、職員一人ひとりが心の健康の保持に対する知識を深め職場での協力体制を築くことが重要
セクシュアル・ハラスメント等への適切な対処には、基本方針の見直しも含め本市としての確固たる方針を示すことが必要

(7) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の連携について、国と地方の人事管理上の相違を踏まえ、給与面での処遇を含む人事管理全体の見直しも視野に、国や他都市等の動向を注視しつつ、具体的な制度設計の検討に着手する必要

(8) 非常勤職員の処遇

複雑・多様化、増加する市民ニーズや社会情勢の変化に迅速に対応するため多様な雇用形態が導入される中、市民サービス提供の担い手として、安心して職務に精励することができるよう、勤務の実態を踏まえた検討がなされることを希望

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

本委員会が、意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条例名	意見
22. 6. 4	岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
22. 11. 26	岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第1条, 第2条, 第4条に限る。)	異議なし
23. 2. 10	岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(第1条に限る。)	異議なし

(3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。(給与条例第24条)

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の回答をした。

回答年月日	協議の内容
22. 5. 28	期末手当及び勤勉手当に関する規則
22. 12. 24	岡山市職員の給与に関する条例施行規則

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

平成22年度における勤務条件に関する措置要求の状況は、次のとおりである。

事案名	要求事項	要求年月日	審理状況
平成22年(措)第1号事案	特別休暇の承認	H22.12.3	H23.3.31判定

(2) 不利益処分についての不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。(地公法第49条の2)

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

平成22年度における不利益処分についての不服申立ての状況は、次のとおりである。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成21年(不)第1号事案	懲戒処分の取消	H21.9.1	係属中

(3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっ旋を行うものである。

平成22年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
1	1			1		2	5

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成23年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員労働組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内
岡山市教職員組合	岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 労働福祉事業会館4階

※ 岡山市教職員組合は、平成22年4月1日付けで登録。

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。岡山市職員の管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(平成23年3月31日現在)

機 関		職
議会事務局		局長，審議監，次長，課長，課長代理，課長補佐，秘書係長，庶務係長
市長 部 局	本庁	理事，局長，会計管理者，担当局長，副局長，室長，統括審議監，審議監，次長，課長，担当課長，所長（係長相当職を除く。）館長，課長代理，専門監，課長補佐，担当課長補佐，所長補佐，館長補佐，副専門監，秘書課の主査，副主査及び主任，行政改革推進室の主査，副主査及び主任，企画局の主査，副主査，主任及び主事（政策調整を担当する者に限る。），総務企画課の主査（例規審査及び庁舎管理を担当する者に限る。），総務企画課の副主査，主任及び主事（例規審査を担当する者に限る。），政策法務課の主査，副主査，主任及び主事（本務の者に限る。），人事課の係長，主査，副主査，主任及び主事，財政課の主査，副

		主査及び主任，行政改革推進室及び財政課の主事（企画立案に関する事務を行う者に限る。），秘書課の主事（市長及び副市長の秘書業務を担当する者に限る。）	
出先機関	東京事務所	所長，所長補佐	
	区役所	区長，区長代理，次長，課長，担当課長，課長代理，課長補佐，室長，総務・地域振興課の係長（庁舎管理を担当する者に限る。）	
	支所	支所長，支所長代理，課長	
	地域センター	所長，所長補佐	
	人権啓発センター	所長	
	男女共同参画社会推進センター	館長	
	男女共同参画相談支援センター	所長	
	福祉文化会館	館長，館長補佐	
	福祉事務所	所長，所長代理，所長補佐	
	善隣館	館長	
	保育園	保育園長	
	こども総合相談所	所長，所長代理，課長	
	養護老人ホーム	園長，園長補佐	
	保健所	所長，次長，課長，担当課長，専門監，課長補佐	
教育委員会	事務局	教育長，教育次長，統括審議監，審議監，次長，課長，担当課長，所長，課長代理，専門監，課長補佐，所長補佐，室長，室長補佐，分室長，副専門監，人事財務課人事係及び学事課の係長，主査，副主査及び主任，人事財務課人事係及び学事課の主事（人事事務に従事する者に限る。）	
	学校以外の教育機関	学校給食センター	所長，所長補佐
		中央図書館	館長，館長補佐
		視聴覚ライブラリー	館長，館長補佐
		中央公民館	館長，館長補佐
		青少年育成センター	所長
		少年自然の家	所長，所長補佐
		埋蔵文化財センター	所長
		オリエント美術館	館長，館長補佐
学校	幼稚園	園長	

	小学校	校長，副校長，教頭
	中学校	校長，副校長，教頭
	高等学校	校長，副校長，事務長，教頭
選挙管理委員会事務局		局長，次長，担当課長，担当課長補佐
人事委員会事務局		担当局長，事務局長，次長，担当課長，係長
監査事務局		局長，次長，担当課長，担当課長補佐
農業委員会事務局		担当局長，事務局長，担当課長補佐

5 労働基準監督機関

(1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(平成23年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	職員研修所、デジタルミュージアム、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合教育センター、青少年育成センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、少年自然の家、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B&G海洋センター、建部町文化センター、瀬戸町総合運動公園、環境情報センター、百花プラザ、西大寺緑花公園緑の図書室
	別表第1の各号に属さない事業	本庁、分庁舎、保健福祉会館、東京事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、男女共同参画相談支援センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所（保護課を除く）、福祉事務所、病院局経営総務課、中央卸売市場、消防署、消防局航空隊、教育企画総務課分室、消防局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、第一農業委員会事務局、第二農業委員会事務局、第三農業委員会事務局、第四農業委員会事務局
労働基準監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、水道局お客様センター、水道局給水工事センター、水道局施設課、水道局水道センター、水道局浄水課、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道局本庁、下水道局施設管理課（下水処理場）、下水道事務所
	第3号 土木・建築業	道路維持事務所
	第13号 保健・衛生業	福祉交流プラザ、善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護課、老人ホーム、こころの健康センター、保健所、保健センター、障害者生活支援センター、瀬戸町健康福祉の館、病院、衛生管理事務所、食肉衛生検査所

労働 基準 監督署	第14号 娯楽・接客業	公園管理事務所、たけべの森公園
	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、岡南環境センター、当新田環境センター、一宮浄化センター

※ 病院局経営総務課及び中央卸売市場の労働基準法別表第1の事業区分は、各号に属さない、その他の事業であるが、条例により地方公営企業法が適用されるため、労働基準監督署が職権行使を行う。

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成22年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	1
健康診断結果報告書の受理	3
衛生管理者選任報告書の受理	3

6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。(地公法第8条第5項)

平成22年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	制定改廃
平成22年 第9号	22.7.23 (22.7.23)	岡山市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第10号	22.10.5 (22.10.5)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第11号	22.10.5 (22.10.5)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第12号	22.12.24 (23.1.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成23年 第1号	23.3.31 (23.4.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成23年 第2号	23.3.31 (23.4.1)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成23年 第3号	23.3.31 (23.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正

人事委員会年報（平成22年度）

◎発行年月 平成23年7月
◎編集・発行 岡山市人事委員会事務局
〒700-8554
岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL 086-803-1555